

・憲法28条「勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する」

・労働3権「団結権、団体交渉権、団体行動権」
労働組合が会社に打撃を与えても損害賠償を請求できない。労働組合法に明記されている。これは労働者の生存権に直結している。

い。そういう普通の労働者にとつての民主主義とは自分の生活に影響を及ぼす労働条件への決定参加権に他ならない。それが労働三権であり、憲法二十八条に記されている。関生弾圧を野党や世論はわかっているのか。産業民主主義の危機には鈍感で政治の、国会の問題になっていない。
ファシズムは大きな歩みを始めている。政党や

ナショナルセンターの枠を超えた広範な戦線の構築が必要である。

□まとめと行動提起

大阪地裁、大津地裁で公判が始まる。弾圧の身がわかる。参加して現実を見て知ってほしい。毎週土曜日には大阪府警、大津警察署前で抗議行動を行う。

編集委員 T

大阪市ボランティア

活動振興基金福祉課題に

取り組む調査研究支援事業

2018年度

「介護と人権の共同調査・研究事業」



「介護と人権の共同調査・研究事業」に取り組

をアンケートによって調査すること。

むため大阪宅老所・グループハウス連絡会が呼びかけて実行委員会が作られました。「NPOみなと」と「安心できる介護を！懇談会」も参加、協力を行いました。

それは、

②在宅サービスの担ってきた小規模の事業所が、要支援の高齢者を総合事業へ移行させるなどの制度の再編によって様々な問題を抱え始めていると想定された。

①介護保険制度の中でケアマネジメントに関わる職種の人たちの業務に関する意識や意見

経営者・管理者の介護保険事業に関わる意識や意見をアンケートによって調査すること。
③要介護（要支援を含む

めて)の高齢者に直接聴き取りに行つて「高齢者の尊厳にもとづく」ことを謳つた介護保険制度が、高齢者自身によつてどのように受けとめられているかを探る聴き取り調査を行うこと、でした。

①と②の調査の結果とそこから見えてきたものは、深まるケアマネジャーの悩みと小規模介護事業者の困難でした。ケアマネジャーは利用者の生活を支えるため「介護の社会化」と言われながらも、誰かがせざるを得ない福祉制度間・介護保険サービス間の狭間を埋める役

割を当然のように、無報酬で担わされています。ほとんどのケアマネジャーは本来業務ではない多くの雑多な役割、仕事に日々必要に迫られているのです。

そして、高齢者(利用者)の尊厳を守り大切にするというのが介護保険制度の根幹にあると言われていきます。果たして、今、高齢者は尊厳を守られる立場にいるのか。守られているのか。そういったことに当事者としても言えているのか。問えていないのか。言えていない理由は何なのか。というようなことを明らかにし、高齢者の人権を疎

【集会案内】

権力はなぜ、 関生支部を弾圧するのか？

- ▼日時 5/10(金) 18:30~
- ▼場所 学働館・関生4Fホール
- ▼講演 熊沢 誠氏
(労働研究家／甲南大学名誉教授)
- ▼資料代 500円

外しているものを明らかにする一助になればと、介護保健の認定を受けている人たちへの聞き取り調査をしました。この聞き取り調査の結果を分析

してデータ化することは次年度に繰り越されましたが、高齢者の生の声を読んでもらうべく報告集にまとめられました。